

8. セクハラはどうしたらなくせるか？

新日本婦人の会 静岡県本部

代表 中村 ひふみ

1. 事業目的

2018年4月、財務省事務次官（当時）の女性記者に対するセクハラ問題は、セクハラに関する認識と人権意識の欠如、日本社会の課題を明らかにしました。被害者を加害者のように扱う暴言を繰り返し、セカンドレイプを広げ続ける大臣たちの責任は重大だと考えています。ただ、女性たちの中でも、まだセクハラ問題についてまだまだ意識が弱いと思います。知らないことも多く、学習と交流が必要です。セクハラは人間の尊厳を傷つけるものだとすこしでも行動に立ち上がっていきけるような集会にしたいと、取り組みました。

2. 事業内容

① 講演会「セクハラはどうしたらなくせるか？」

講師：角田 由紀子（弁護士）

東京弁護士会及び日本弁護士連合会の女性の権利に関する委員会の委員を務め、1983年以降は女性の権利に関わる事件を多く手掛けています。

② 参加者から意見をだして、 交流をする

③ 静岡県本部からセクハラ問題

で提案

3. 実施日時

平成30年12月15日（土）

13:30～15:30

4. 実施場所

静岡県男女共同参画センター・あざれあ
4F 第1研修室

5. 対象者

新婦人の会員、どなたでも

6. 参加人数

48人（うち男性3人）



7. 事業の成果

①講演会「セクハラはどうしたらなくせるか？」
弁護士：角田由紀子さんの講演は約1時間。とても興味深いものでした。

<講演会レジメ> (要旨)

1. 「セクシュアル・ハラスメント」とはどういう問題か。

(1) 日本には、これについての法的定義がない。

(2) 1989年、福岡地裁に起こされたセクシュアル・ハラスメント事件では何を問題にしたのか。

(3) 男女雇用機会均等法11条は、セクシュアル・ハラスメントについての法的定義をしていない。防止のための事業主の措置義務の定め過ぎない。

(4) 誰が誰に対して行うのか。

・このことは問われてこなかった。

・セクシュアル・ハラスメントをテーマにした集会等は、なぜか、女性を対象にしていないか？
被害者女性が集まってどうするのか？

・女性を中心とした被害実態の告発で法的対応などの促進が可能。立法事実（法の制定を必要とする事実）の提示。

2. セクシュアル・ハラスメントの本質は何か。

(1) 日本ではほとんど顧みられない視点—性差別。

(2) 憲法14条は機能してきたのか。

・大日本帝国憲法（明治憲法）には、普遍的人権概念はない。女性は特に無権利状態。

・明治憲法下の社会の基本構造は、憲法によって否定され、男女平等社会の構築が謳われたが、現実はいかに？

3. 性差別の継続に性別役割分担（強制）の仕組みは好都合。

4. 男性による支配を現実化している社会的な条件は何か。

- ・日本のジェンダー・ギャップ指数。
- ・高等教育での格差。
- ・社会の意思決定機関に女性が少ない。

5. セクシュアル・ハラスメントをなくすために。

(1) セクシュアル・ハラスメント禁止法の制定及び被害者救済などに資する制度の創設等。女性の経験の尊重が必須。但し、法律で実現することには限界があることの認識も。限界をどう補うか？

(2) 男性支配を可能にしている性別役割分業等の社会構造の変革。女性が生きることが阻んでいる正体を見極め。

(3) 教育の力の再認識。差別に鋭敏な人権意識を育てる。自分の意見を持ち、それを表明できる力をつける。特に、女の子に「ノー」という権利を教える。周囲の人はそれを尊重しなければならないことも。

②参加者から意見を出して交流する

・30分という短い時間でしたが、さまざまな質問や「セクハラはどうしたらなくせるか」の意見がでました。角田弁護士は質問に詳しく話しをしてくれました。

*男女平等が男女共同参画になった経過について話を聞きたい。

*憲法のなかで人権が弱い。日本に人権意識が定着するのかと疑問に思っているのですが。

*男性にとってインセブティブみたいなものがない。もたせるためにはどうしたらいいか。

*夫婦別姓をしている、30代の男性から「そういうことを考えたことなかった」と言われた。身近な男の人に話をしていくこと。息子にも話していくことが大事かなと思いました。

*自治会でパワハラをされているなど感じる。たちむかっているけど、女性なら行くのもいやになると思う。夫からDVされていけど、息子は夫のようにならないようにと育てた、そ

ういかないこともある。家庭で平等の意識をさせるのは難しいと感じる。

*出産祝い贈答する時は、ジェンダーフリーの色にしあてている。夫婦箸など長さが同じものがでている。ランドセルも今はいろいろ。女性は語りあう場が必要だと思う。

*生活のなかで、コンビニにいくと見たくない男性向け雑誌が目にはいる。夫に「男性からも置かないでと言ってくれないか」と話している。

③新婦人静岡県本部からセクハラ問題で提案

・新婦人では「セクハラは重大な人権侵害」と、社会的合意をつくることをよびかけ、現在考えられている法整備がセクハラをはじめあらゆるハラスメントや暴力のない社会の実現につながる実効あるものとなるように、「セクシュアル・ハラスメントの禁止を盛り込んだ実効ある包括的な法整備を求めます」を国に対して要請。

・セクハラの問題、ハラスメントの問題は、誰もが気軽に話せる中身ではありません。気兼ねなく話せて、相談できる仲間がいることが大事。新婦人は、年齢も職業もさまざまな女性たちで集まることができます。

・これからも、女性の人権問題で男性もいっしょになっての講演会、シンポジウムなどを、毎年計画。引き続き参加を。地域の運動につなげていきたい。



8. 今後の展望

角田由紀子弁護士のお話から、女性だけでなく男性も加わっての集いがとても大事だと感じました。講演会を開いたので、次回はさまざまな人の意見が反映できるシンポジウム形式がいいと考えます。意見交流の時間が少なく、協働団体の静岡県商連婦人部協議会の参加者も意見交流したかったが時間がなかったと言われました。交流の時間ももっと必要だと感じました。SNSでこの講演会を知って参加した方が多くいました。次回も男女さまざまな人たちにひろげていきたいです。



9. 協働団体

静岡県商工団体連合会婦人部協議会

10. その他(アンケート結果)

28件から抜粋

*意識改革、女性も男性も必要ですね。まわりで話し合っていきたいです。法が根拠になる。法制定が大切ですね。

*30年間、セクハラ問題について最前線で取り組んでこられた角田先生の法律家としての見識に触れることができ大変有意義だった。セクハラ問題の根底にある性差別構造、背景についての話をふまえて提示される提言には説得力があった。

*角田先生のお話にとっても共感しました。私もこの講演会に出席して最初に感じた事は男性がすくないこと、また若い女性が少ないことです。その根本的原因が時代の背景からの無意識にすりこまれた性別役割分業である。また私自身もそのひとりであると気づかされました。

*加害者である男性が考えなければならない！ということが印象的でした。女性が考える以上に男性が考えることが大事。そして、セクハラの意味がわかりました。ジェンダーギャップを考えることができました。

*講演を聴講させて頂き、今の自身になにができるか考えました。まずは家庭での夫の意識、次世代の子、孫への関りで平等を考えてもらうような言葉かけをしていこうと思います。憲法を読みます。

*今回の講演で、先生御本人から日本の社会での女性差別の話をもっと深く詳しく聞くことができ本当にありがたく、自分の知識が増え、頭で混乱していたことが整理でき、また自分にもパワーが湧いてきた(=エンパワーメント)気がします。ありがとうございました。自分も少しずつ相談できる信頼できる方、このような問題を語りあえる人とのつながりを大事にしていきたいと思っています。

*先生のはなしを聞いて、自分の感覚のずれに気づきました。本日、講演を聞きにくる事を夫に話したら、「対象は男性？女性？」と夫に聞かれました。「女性に決まっているでしょ」と言ったのです。少し頭にきて、夫は「悪いのは男だよ」と言いました。本当にそうでした。悪い男に対して被害者の女性である私が「どうやってセクハラ発言をかわそうか？」を勉強するつもりでいました。よい方法をおしえてもらえると期待していたのです。全く私の感覚はずれていました。「悪いのは男です！」本日はお話を聞いてよかったですと思いました。

*性暴力は女性問題ではなく男性問題だということ言われてみればあたりまえなんだけど大

変重要な指摘だと思いました。今日改めて言葉は大事だと思いました。でも日本語は不自由で、自分の夫のことは「夫」でいいけど、相手の夫を示す言葉が「ご主人」とか「だんなさん」とかになってしまっていていつも苦々しく思いながら使ってしまっています。「夫さん」とか「おつれあいさん」という言葉がもっと浸透するとよいのですが。

*大変こまやかな丁寧なレジメを作っていただきありがとうございます。参加者の発言は貴重なものが多かったです。参加者の意見に対して、最後に先生のコメントを聞きたかった。新婦人の提案の前に。

チラシ

平成30年度 あざれあ地域協働事業

セクハラは どうしたらなくせるか?

参加無料
どなたでも

2018
12.15 土
13:30~15:30

講演
角田由紀子 弁護士

東京弁護士会及び日本弁護士連合会の女性の権利に関する委員会の委員を務め、1983年以降は女性の権利に関わる事件を多く手掛けています。

Photo by 永藤拓也

静岡県男女共同参画センター
あざれあ 第1研修室 (4F)

- 角田由紀子弁護士の講演
- 参加者交流
- 地域・職場からセクハラをなくするための提案

*託児室を用意します。ご相談下さい。

主催 新日本婦人の会 静岡県本部

お問い合わせ先
〒420-0834 静岡市東区首羽町26-37
TEL 054-246-9463 FAX 054-246-9434
E-mail njwa-shizuoka@air.ocn.ne.jp

新日本婦人の会は1962年女性運動の先駆者平塚らいてつや豊田家いづきらひろなど32人の呼びかけで創立されました。暮らし、子育て、平和など女性の願いを実現するために活動しています。2005年から国連WGOとして世界の女性との連携を広げています。